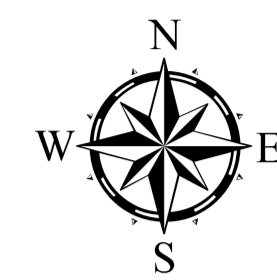


地区の区分	B 地区 (準住居地域) (第二種住居地域)	C 地区 (第一種住居地域)	D 地区 (第二種中高層住居専用地域)	E 地区 (第二種中高層住居専用地域)	F 地区 (工業地域)	H 地区 (工業地域)
面積	約12.0ha	約20.9ha	約24.4ha	約2.7ha	約6.5ha	約0.4ha
壁面後退区域における工作物の設置の制限	—	—	—	1 壁面後退区域には、工作物(地下工作物を除く、以下同じ。)又は占用物を設置してはならない。ただし、ファサード部分以外の部分において、次のいずれかに該当する場合は、この限りでない。 (1) 当該工作物は、占有物の、高さからの上退しているとき。 (2) 門扉及び柱、道標灯その他の簡易な工作物であるとき。 2 公共公益事業の用に供するものについては、前項の規定は適用しない。	壁面後退区域には、建築物、施設、工作物(地下工作物を除く。)を設置してはならない。ただし、次のいずれかに該当する場合は、この限りでない。 (1) 公共公益事業の用に供するもの。 (2) 門柱、門扉又は守衛所その他これらに類する安全上、保安上やむを得ないもの。	—
建築物等の形態又は色彩その他の意匠の制限	—	—	—	建築物及び工作物の色彩は、原則として原色を避け、周辺の居住環境と調和した落ち着いたものとする。 また、電光式屋外広告物等を設置する場合は、点滅させないなど、生活環境、道路交通等に配慮したものとすること。	建築物及び工作物の外観は、刺激的な色彩や装飾を避け、周辺環境と調和した落ち着いたものとする。 また、電光式屋外広告物等を設置する場合は、点滅させないなど、生活環境、道路交通等に配慮したものとすること。	—



			1	2	
3	4	5	6	7	8
9	10	11	12	13	14
15	16	17	18	19	20
	21	22	23	24	25
	26	27	28	29	

凡 例

地区施設(緩衝緑地帯)	
B 地区	
C 地区	
D 地区	
E 地区	
F 地区	
H 地区	
・壁面後退区域における工作物の設置の制限	
・建築物等の形態又は色彩その他の意匠の制限	

埼玉県 羽生市

